

札 運 登 第 7 6 8 号
令 和 3 年 1 月 2 5 日

北海道行政書士会 会長 殿

北海道運輸局札幌運輸支局長（公印省略）

「自動車登録申請書に添付する書面の一括承認取扱要領」及び「自動車登録申請書に添付する書面の一括承認取扱要領の実施準則」の一部改正について

標記について、別添のとおり一部改正をしましたのでご了知頂きますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願いいたします。

改正概要

今回の改正は、押印廃止と、様式の日付（元号）についての改正であり、一括承認業務の取扱いに大きな変更はありません。

◇ 押印廃止となった様式

- ・自動車登録申請書に添付する書面の一括承認願（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式の2）
- ・自動車登録申請書に添付する書面の一括承認再交付願（第5号様式）
- ・自動車登録申請書に添付する書面の一括承認事項変更届（第6号様式）
- ・一括承認の廃止届（第7号様式）

改正	現行
自動車登録申請書に添付する書面の 一括承認取扱要領 (目的) 第1条 この要領は、北海道運輸局札幌運輸支局（以下、「運輸支局」という。）における自動車登録申請書（以下、「申請書」という。）に添付する印鑑証明書等の事前届出による添付の省略の承認（以下、「一括承認」という。）の取扱について定め、自動車登録の適正な審査を推進するとともに真正な登録の保持と手続きの簡素化を図り、あわせて登録申請人の負担軽減と利便の向上を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この要領で「一括承認」とは、登録申請人が自動車登録申請の都度申請書に添付しなければならない書面のうち、印鑑証明書及び資格証明書並びに登録簿謄（抄）本又は登記事項証明書の添付の省略を運輸支局長が承認することをいう。 (一括承認願) 第3条 一括承認を受けようとする者は、一括承認願（第1号様式）に次の書面を添付して運輸支局長に提出しなければならない。 (1) 印鑑証明書（発行後1か月以内のもの） (2) 登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（発行後1か月以内のもの） (3) 登録実績・予定台数表（第2号様式の1） (4) 誓約書（第2号様式の2） 2 運輸支局長は、一括承認を受けようとする者に対し前項に規定するもの	自動車登録申請書に添付する書面の 一括承認取扱要領 (目的) 第1条 この要領は、北海道運輸局札幌運輸支局（以下、「運輸支局」という。）における自動車登録申請書（以下、「申請書」という。）に添付する印鑑証明書等の事前届出による添付の省略の承認（以下、「一括承認」という。）の取扱について定め、自動車登録の適正な審査を推進するとともに真正な登録の保持と手続きの簡素化を図り、あわせて登録申請人の負担軽減と利便の向上を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この要領で「一括承認」とは、登録申請人が自動車登録申請の都度申請書に添付しなければならない書面のうち、印鑑証明書及び資格証明書並びに登録簿謄（抄）本又は登記事項証明書の添付の省略を運輸支局長が承認することをいう。 (一括承認願) 第3条 一括承認を受けようとする者は、一括承認願（第1号様式）に次の書面を添付して運輸支局長に提出しなければならない。 (1) 印鑑証明書（発行後1か月以内のもの） (2) 登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書（発行後1か月以内のもの） (3) 登録実績・予定台数表（第2号様式の1） (4) 誓約書（第2号様式の2） 2 運輸支局長は、一括承認を受けようとする者に対し前項に規定するもの

のほか、必要な書面の提出を求めることができる。

(一括承認基準)

第4条 運輸支局長は、一括承認をしようとする場合は、次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査して行うものとする。

- (1) 一括承認書等の管理・使用について、適確に遂行する能力を有すること。
- (2) 自動車販売事業者にあつては、月平均登録車両数が30両以上であること。
- (3) 前号以外のものにあつては、特に運輸支局長が認めるものとする。
- (4) 次に掲げる者に該当しないものであること。
 - イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しないもの。
 - ロ 封印の取付け委託を解除され、その解除の日から2年を経過しないもの。
 - ハ 回送運行許可を取消され、その取消された日から2年を経過しないもの。
 - ニ 一括承認を取消され、その取消された日から2年を経過しないもの。
 - ホ 一括承認の廃止の届出の日から、2年を経過しないもの。
 - ヘ 営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(イ)から(ホ)のいずれかに該当するもの。
 - ト 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに(イ)から(ヘ)のいずれかに該当するものがあるものがあるもの。

(一括承認期間)

第5条 承認期間は4年間とし、以後これを繰り返すものとする。

ただし、一括承認期間の途中において承認する場合は、当該期間の残存期間とする。

(承認書の交付)

第6条 運輸支局長は、一括承認をした場合には、承認書(第3号様式、第4号

のほか、必要な書面の提出を求めることができる。

(一括承認基準)

第4条 運輸支局長は、一括承認をしようとする場合は、次の各号に定める基準に適合するかどうかを審査して行うものとする。

- (1) 一括承認書等の管理・使用について、適確に遂行する能力を有すること。
- (2) 自動車販売事業者にあつては、月平均登録車両数が30両以上であること。
- (3) 前号以外のものにあつては、特に運輸支局長が認めるものとする。
- (4) 次に掲げる者に該当しないものであること。
 - イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しないもの。
 - ロ 封印の取付け委託を解除され、その解除の日から2年を経過しないもの。
 - ハ 回送運行許可を取消され、その取消された日から2年を経過しないもの。
 - ニ 一括承認を取消され、その取消された日から2年を経過しないもの。
 - ホ 一括承認の廃止の届出の日から、2年を経過しないもの。
 - ヘ 営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(イ)から(ホ)のいずれかに該当するもの。
 - ト 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに(イ)から(ヘ)のいずれかに該当するものがあるものがあるもの。

(一括承認期間)

第5条 承認期間は4年間とし、以後これを繰り返すものとする。

ただし、一括承認期間の途中において承認する場合は、当該期間の残存期間とする。

(承認書の交付)

第6条 運輸支局長は、一括承認をした場合には、承認書(第3号様式、第4号

様式)を願出人に交付するものとする。

ただし、第12条の規定により一括承認の停止をした場合は、その期間が満了するまでは前項の承認書を交付しないものとする。

- 2 一括承認を受けた者は、前項の承認書の管理及び使用を適正にしなければならない。

(承認書の取扱)

第7条 一括承認を受けた者は、承認書を使用して自動車登録申請をする場合には、その「写」を添付しなければならない。

- 2 前項の承認書の「写」は、写真印刷等により鮮明に印刷作成されたものでなければならない。

- 3 前項により承認書の「写」を作成したときは、あらかじめ承認書とその「写」を運輸支局長に提出し、確認を受けなければならない。

- 4 一括承認を受けた者は、前項の「写」の管理及び使用を適正にしなければならない。

(検認)

第8条 一括承認を受けた者は、一括承認期間の満了する年の12月を除く毎年の3月、6月、9月、12月の各月5日までに次に掲げる(1)の書面を運輸支局長に提出し、検認を受けなければならない。

ただし、登記簿謄本等のみの一括承認を受けている者については(2)の書面を運輸支局長に提出し、検認を受けなければならない。

- (1) 印鑑証明書(前月20日以降に発行されたもの)及び資格証明書
- (2) 登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
(前月20日以降に発行されたもの)

(再交付)

第9条 一括承認を受けた者は、承認書を紛失、き損等した場合、又は記載内容の識別が困難となった場合には、すみやかに再交付願(第5号様式)を運輸支局長に提出しなければならない。

様式)を願出人に交付するものとする。

ただし、第12条の規定により一括承認の停止をした場合は、その期間が満了するまでは前項の承認書を交付しないものとする。

- 2 一括承認を受けた者は、前項の承認書の管理及び使用を適正にしなければならない。

(承認書の取扱)

第7条 一括承認を受けた者は、承認書を使用して自動車登録申請をする場合には、その「写」を添付しなければならない。

- 2 前項の承認書の「写」は、写真印刷等により鮮明に印刷作成されたものでなければならない。

- 3 前項により承認書の「写」を作成したときは、あらかじめ承認書とその「写」を運輸支局長に提出し、確認を受けなければならない。

- 4 一括承認を受けた者は、前項の「写」の管理及び使用を適正にしなければならない。

(検認)

第8条 一括承認を受けた者は、一括承認期間の満了する年の12月を除く毎年の3月、6月、9月、12月の各月5日までに次に掲げる(1)の書面を運輸支局長に提出し、検認を受けなければならない。

ただし、登記簿謄本等のみの一括承認を受けている者については(2)の書面を運輸支局長に提出し、検認を受けなければならない。

- (1) 印鑑証明書(前月20日以降に発行されたもの)及び資格証明書
- (2) 登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
(前月20日以降に発行されたもの)

(再交付)

第9条 一括承認を受けた者は、承認書を紛失、き損等した場合、又は記載内容の識別が困難となった場合には、すみやかに再交付願(第5号様式)を運輸支局長に提出しなければならない。

(届出)

第10条 一括承認を受けた者は、承認書の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに変更届（第6号様式）を運輸支局長に提出しなければならない。

2 前項の変更届を提出する場合は、現に交付を受けている承認書及び次に掲げる書面（いずれも発行後1か月以内のもの）を添付しなければならない。

- (1) 印鑑の変更の場合は、印鑑証明書
- (2) 商号、住所又は代表権限を有する者（支配人を含む）の氏名の変更の場合は、印鑑証明書及び登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書
- 3 一括承認を受けた者が、その承認書の使用をやめたときは、すみやかに廃止届（第7号様式）を運輸支局長に提出するとともに承認書を返納しなければならない。

(一括承認の更新)

第11条 一括承認を受けた者が、その一括承認期間の満了後引き続き一括承認を受けようとする場合は、第3条の規定を準用する。

2 運輸支局長は、一括承認の更新承認をする場合、第3条に規定する書面を必要に応じ軽減することができる。

(一括承認の停止)

第12条 運輸支局長は、一括承認を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認められたときは、6か月間承認を停止することができる。

- (1) 過失によりこの要領に違反したとき。
- (2) 過失により一括承認書を不正な登録申請に利用したとき。
- (3) 次項の文書警告又は口頭注意に従わないとき。

2 運輸支局長は、特に情状を酌量すべき必要が認められる場合は、前項の停止についての軽減等を行うことができる。
なお、軽減等とは停止期間の短縮、文書警告又は口頭注意とする。

(届出)

第10条 一括承認を受けた者は、承認書の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに変更届（第6号様式）を運輸支局長に提出しなければならない。

2 前項の変更届を提出する場合は、現に交付を受けている承認書及び次に掲げる書面（いずれも発行後1か月以内のもの）を添付しなければならない。

- (1) 印鑑の変更の場合は、印鑑証明書
- (2) 商号、住所又は代表権限を有する者（支配人を含む）の氏名の変更の場合は、印鑑証明書及び登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書
- 3 一括承認を受けた者が、その承認書の使用をやめたときは、すみやかに廃止届（第7号様式）を運輸支局長に提出するとともに承認書を返納しなければならない。

(一括承認の更新)

第11条 一括承認を受けた者が、その一括承認期間の満了後引き続き一括承認を受けようとする場合は、第3条の規定を準用する。

2 運輸支局長は、一括承認の更新承認をする場合、第3条に規定する書面を必要に応じ軽減することができる。

(一括承認の停止)

第12条 運輸支局長は、一括承認を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認められたときは、6か月間承認を停止することができる。

- (1) 過失によりこの要領に違反したとき。
- (2) 過失により一括承認書を不正な登録申請に利用したとき。
- (3) 次項の文書警告又は口頭注意に従わないとき。

2 運輸支局長は、特に情状を酌量すべき必要が認められる場合は、前項の停止についての軽減等を行うことができる。
なお、軽減等とは停止期間の短縮、文書警告又は口頭注意とする。

3 運輸支局長は、第1項の規定により一括承認の停止をするときは、期間を定めて改善報告を求めることとする。

4 運輸支局長は、第1項第1号及び2号の違反事実の内容から必要があると思えられる場合、関係機関に通報等するものとする。

5 運輸支局長は、第1項の規定により一括承認の停止をするときは、書面により通知するとともに必要に応じ、掲示するものとする。
なお、通知を受けた者は、書面によって通知された提出期限内に承認書を返納するとともに、写について運輸支局長の領置を受けなければならない。

(一括承認の取消)

第13条 運輸支局長は、一括承認を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 故意又は重大な過失によりこの要領に違反したとき。
- (2) 故意又は重大な過失により一括承認書を不正な登録申請に利用したとき。
- (3) 前条第3項の規定による改善報告が期間内に提出がないとき。又は改善報告による改善がなされなかったとき。
- (4) 前条第5項の規定による領置を受けなかったとき。
- (5) 前条第1項の規定による停止期間が通算して12か月となるとき。
- (6) 一括承認を受けた者が行方不明のとき。

2 前条第4項の規定は、取消をする場合に準用する。
この場合において、「停止」とあるのは「取消」と読み替えるものとする。

3 前条第5項の規定は、取消をする場合に準用する。
この場合において、「必要に応じ」を削除し、「停止」とあるのは「取消」と、「の領置を受け」とあるのは「に提出し」と読み替えるものとする。

3 運輸支局長は、第1項の規定により一括承認の停止をするときは、期間を定めて改善報告を求めることとする。

4 運輸支局長は、第1項第1号及び2号の違反事実の内容から必要があると思えられる場合、関係機関に通報等するものとする。

5 運輸支局長は、第1項の規定により一括承認の停止をするときは、書面により通知するとともに必要に応じ、掲示するものとする。
なお、通知を受けた者は、書面によって通知された提出期限内に承認書を返納するとともに、写について運輸支局長の領置を受けなければならない。

(一括承認の取消)

第13条 運輸支局長は、一括承認を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 故意又は重大な過失によりこの要領に違反したとき。
- (2) 故意又は重大な過失により一括承認書を不正な登録申請に利用したとき。
- (3) 前条第3項の規定による改善報告が期間内に提出がないとき。又は改善報告による改善がなされなかったとき。
- (4) 前条第5項の規定による領置を受けなかったとき。
- (5) 前条第1項の規定による停止期間が通算して12か月となるとき。
- (6) 一括承認を受けた者が行方不明のとき。

2 前条第4項の規定は、取消をする場合に準用する。
この場合において、「停止」とあるのは「取消」と読み替えるものとする。

3 前条第5項の規定は、取消をする場合に準用する。
この場合において、「必要に応じ」を削除し、「停止」とあるのは「取消」と、「の領置を受け」とあるのは「に提出し」と読み替えるものとする。

(異議についての証明)

第14条 一括承認を受けた者が、第12条第1項各号及び前条第1項各号に該当する違反等について、その事実がない旨の申立てをする場合は、その違反等の事実がないことを自ら証明しなければならない。

(一括承認の制限)

第15条 第12条第1項各号及び第13条第1項各号に該当する事実が判明したときは、運輸支局長は一括承認書による登録申請を制限することができる。
なお、当該制限による申請人等に対しては、当該制限を受けた者が対応するものとする。

(その他)

第16条 一括承認の実施に関する細目等は、別に定めることができる。

(異議についての証明)

第14条 一括承認を受けた者が、第12条第1項各号及び前条第1項各号に該当する違反等について、その事実がない旨の申立てをする場合は、その違反等の事実がないことを自ら証明しなければならない。

(一括承認の制限)

第15条 第12条第1項各号及び第13条第1項各号に該当する事実が判明したときは、運輸支局長は一括承認書による登録申請を制限することができる。
なお、当該制限による申請人等に対しては、当該制限を受けた者が対応するものとする。

(その他)

第16条 一括承認の実施に関する細目等は、別に定めることができる。

附 則 (平成16年6月14日 札運登第267号)

第1条 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

第2条 平成14年6月25日付け札幌支登第194号の「自動車登録申請書に添付する書面の一括承認取扱要領」(以下、「旧要領」という。)は、廃止する。

第3条 この要領の施行の際、現に旧要領により承認を受けている者は、本要領により承認を受けたものとみなす。

第4条 第5条但書きの承認期間は、なお従前の例による。

附 則 (令和元年8月28日 札運登第318号 一部改正)

第1条 この要領は、令和元年8月28日から施行する。

附 則 (令和3年1月25日 札運登第768号 一部改正)

第1条 この要領は、令和3年1月25日から施行する。

附 則 (平成16年6月14日 札運登第267号)

第1条 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

第2条 平成14年6月25日付け札幌支登第194号の「自動車登録申請書に添付する書面の一括承認取扱要領」(以下、「旧要領」という。)は、廃止する。

第3条 この要領の施行の際、現に旧要領により承認を受けている者は、本要領により承認を受けたものとみなす。

第4条 第5条但書きの承認期間は、なお従前の例による。

附 則 (令和元年8月28日 札運登第318号 一部改正)

第1条 この要領は、令和元年8月28日から施行する。

自動車登録申請書に添付する書面の一括承認取扱要領の実施準則

改正	現行
自動車登録申請書に添付する書面の 一括承認取扱要領の実施準則 平成16年6月14日付け、札運登第267号「自動車登録申請書に添付する書面の一括承認取扱要領」の実施準則を下記のとおり定める。 記 (承認願いについて) 第1条 要領第3条の「一括承認願」を提出するときは、承認書の用紙に必要事項を記入し、代表者の印を押印のうえ、2部提出しなければならない。 1 「登録の原因を証する書面」として登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書(抄)本又は登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を2部提出しなければならない。 2 一括承認を受けている者が、一括承認期間の満了後も引き続き一括承認を受けようとするときは、一括承認期間の満了する一月前までに「一括承認願」を提出しなければならない。 3 一括承認の願出があったときは、別紙事情聴取書による調査を行うものとする。ただし、一括承認を受けている者が、一括承認期間の満了後も引き続き一括承認を受けようとする願出については、省略できるものとする。 (原因証書について) 第2条 要領第6条の承認書の交付は、「登録の原因を証する書面」としての登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書の一括承認に係るものについては、提出を受けた登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書の1部に承認書(4	自動車登録申請書に添付する書面の 一括承認取扱要領の実施準則 平成16年6月14日付け、札運登第267号「自動車登録申請書に添付する書面の一括承認取扱要領」の実施準則を下記のとおり定める。 記 (承認願いについて) 第1条 要領第3条の「一括承認願」を提出するときは、承認書の用紙に必要事項を記入し、代表者の印を押印のうえ、2部提出しなければならない。 1 「登録の原因を証する書面」として登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書(抄)本又は登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を2部提出しなければならない。 2 一括承認を受けている者が、一括承認期間の満了後も引き続き一括承認を受けようとするときは、一括承認期間の満了する一月前までに「一括承認願」を提出しなければならない。 3 一括承認の願出があったときは、別紙事情聴取書による調査を行うものとする。ただし、一括承認を受けている者が、一括承認期間の満了後も引き続き一括承認を受けようとする願出については、省略できるものとする。 (原因証書について) 第2条 要領第6条の承認書の交付は、「登録の原因を証する書面」としての登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書の一括承認に係るものについては、提出を受けた登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書の1部に承認書(4

号様式)を貼付して返付することによって行う。

(承認書の取扱について)

第3条 要領第7条の承認書の「写」は、鮮明に印刷されたもので、印影の識別が容易にできるものとする。

なお、代表印及び運輸支局長印の印影は「赤色」、その他は「黒色」とし、用紙の色は運輸支局が指定したものとする。

2 承認書の「写」を作成したときは、その2通を運輸支局へ提出し、第6条で交付した承認書との照合確認を受けなければ、これを使用してはならない。

なお、承認書の内容に変更があったとき、印刷方法を変更したときも同様とする。

3 自動車登録申請書には、承認書の「写」を各申請書ごとに1通ずつ添付しなければならない。

4 「登録の原因を証する書面」として承認書を使用するときは、その「写」に登録責任者印を1通ごとに押印をしなければ使用してはならない。

(変更届について)

第4条 要領第10条の変更届について、承認書の代表者の印影に変更があった場合は、その承認書を返付し、承認書の用紙に変更後の印影を押印し、2通提出しなければならない。

2 1以外の承認書の記載事項に変更があった場合は、変更前の事項を「――」で消し、変更後の事項をその上部又は下部に記載し提出するものとする。

但し、この方法は、1事項に1回限りとする。なお、1の方法を希望する者は、この限りではない。

(様式について)

第5条 各様式の規格は、日本工業規格A列4番型とし、一括承認書の「写」は45Kgとする。

号様式)を貼付して返付することによって行う。

(承認書の取扱について)

第3条 要領第7条の承認書の「写」は、鮮明に印刷されたもので、印影の識別が容易にできるものとする。

なお、代表印及び運輸支局長印の印影は「赤色」、その他は「黒色」とし、用紙の色は運輸支局が指定したものとする。

2 承認書の「写」を作成したときは、その2通を運輸支局へ提出し、第6条で交付した承認書との照合確認を受けなければ、これを使用してはならない。

なお、承認書の内容に変更があったとき、印刷方法を変更したときも同様とする。

3 自動車登録申請書には、承認書の「写」を各申請書ごとに1通ずつ添付しなければならない。

4 「登録の原因を証する書面」として承認書を使用するときは、その「写」に登録責任者印を1通ごとに押印をしなければ使用してはならない。

(変更届について)

第4条 要領第10条の変更届について、承認書の代表者の印影に変更があった場合は、その承認書を返付し、承認書の用紙に変更後の印影を押印し、2通提出しなければならない。

2 1以外の承認書の記載事項に変更があった場合は、変更前の事項を「――」で消し、変更後の事項をその上部又は下部に記載し提出するものとする。

但し、この方法は、1事項に1回限りとする。なお、1の方法を希望する者は、この限りではない。

(様式について)

第5条 各様式の規格は、日本工業規格A列4番型とし、一括承認書の「写」は45Kgとする。

附 則 (令和元年8月28日 札幌登第318号 一部改正)
第1条 この準則は、令和元年8月28日から施行する。

附 則 (令和3年1月25日 札幌登第768号 一部改正)
第1条 この準則は、令和3年1月25日から施行する。

附 則 (令和元年8月28日 札幌登第318号 一部改正)
第1条 この準則は、令和元年8月28日から施行する。

第1号様式（一括承認願）（第3条関係）

自動車登録申請書に添付する書面の
一括承認願

令和 年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所
名 称
代表者
電 話

印

自動車登録申請書に添付する書面の一括承認の取扱いを受けたく、
関係書類を添えて提出します。

第2号様式の2（誓約書）（第3条関係）

誓 約 書

令和 年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所

名 称

代表者

印

登録責任者名

印

所属部課名

職 名

電話番号

このたび、自動車登録申請書に添付する書面の一括承認の取扱いを受けたく、一括承認願を提出しました。

承認後は上記取扱責任者を定め、貴局の取扱要領及び指示に従い、適切に使用することを誓約します。

なお、一括承認を受けることによって起こる事故等は、一切当方において責任をもって処理することを申し添えます。

(第5号様式) 再交付願 (第9条関係)

自動車登録申請書に添付する書面の
一括承認再交付願

令和 年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所

名 称

代表者

印

自動車登録申請書に添付する書面の一括承認取扱要領第9条の規定に基づき、一括承認の承認書等を紛失・き損したので下記のとおり申請します。

記

1. 再交付を受けようとする承認書等の種類

☐ 承認書 (第3号様式)

☐ 承認書 (第4号様式)

2. 一括承認番号

第 号 (令和 年 月 日付け札運登第 号)

3. 再交付を受けようとする理由

☐ 紛失 ☐ き損 ☐ その他 ()

4. 紛失等の日時・場所及びその状況

日 時 令和 年 月 日

場 所

状 況

第6号様式（変更届）（第10条関係）

自動車登録申請書に添付する書面の
一括承認事項変更届

令和 年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所
名 称
代表者

印

令和 年 月 日札運登第 号で承認を受けた
事項に、下記のとおり変更がありましたので届け出します。

記

		変 更 内 容			
変更事項		名称、住所、代表者、印鑑、その他（ ）			
新					
旧					
代表者印	新		旧		
変更年月日	令和 年 月 日				
変更理由					

第7号様式（廃止届）（第10条関係）

一括承認の廃止届

令和 年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所

名 称

代表者

印

承認書の使用を廃止したので届け出します。

記

- | | | |
|---|---------------|-------------------|
| 1 | 承認年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2 | 承認番号等 | 札運登第 号
一括承認第 号 |
| 3 | 廃止年月日
及び理由 | 令和 年 月 日 |
| 4 | 添付書類 | 承認書原本 |

第 1 号様式（一括承認願）（第 3 条関係）

自動車登録申請書に添付する書面の
一括承認願

年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所
名 称
代表者
電 話

自動車登録申請書に添付する書面の一括承認の取扱いを受けたく、
関係書類を添えて提出します。

第2号様式の1（自動車登録実績・予定台数表）（第3条関係）

年間自動車登録実績・予定台数

	実績台数			予定台数	
	新 車	中 古		新 車	中 古
年 月			年 月		
月			月		
月			月		
月			月		
月			月		
月			月		
月			月		
月			月		
月			月		
月			月		
月			月		
合 計			合 計		

第2号様式の2（誓約書）（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所
名 称
代表者

登録責任者名
所属部課名
職 名
電話番号

このたび、自動車登録申請書に添付する書面の一括承認の取扱いを受けたく、一括承認願を提出しました。

承認後は上記取扱責任者を定め、貴局の取扱要領及び指示に従い適切に使用することを誓約します。

なお、一括承認を受けることによって起こる事故等は、一切当方において責任をもって処理することを申し添えます。

(第5号様式) 再交付願 (第9条関係)

自動車登録申請書に添付する書面の
一括承認再交付願

年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所
名 称
代表者

自動車登録申請書に添付する書面の一括承認取扱要領第9条の規定に
基づき、一括承認の承認書等を紛失・き損したので下記のとおり申請し
ます。

記

1. 再交付を受けようとする承認書等の種類

☐ 承認書 (第3号様式)

☐ 承認書 (第4号様式)

2. 一括承認番号

第 号 (年 月 日付け札運登第 号)

3. 再交付を受けようとする理由

☐ 紛失 ☐ き損 ☐ その他 ()

4. 紛失等の日時・場所及びその状況

日 時 年 月 日

場 所

状 況

第 6 号様式（変更届）（第 1 0 条関係）

自動車登録申請書に添付する書面の
一括承認事項変更届

年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所
名 称
代表者

年 月 日札運登第 号で承認を受けた
事項に、下記のとおり変更がありましたので届け出します。

記

		変 更 内 容			
変更事項		名称、住所、代表者、印鑑、その他（ ）			
新					
旧					
代表者印	新		旧		
変更 年月日	年 月 日				
変更理由					

第 7 号様式（廃止届）（第 1 0 条関係）

一 括 承 認 の 廃 止 届

年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

住 所

名 称

代表者

承認書の使用を廃止したので届け出します。

記

- | | | | | |
|---|---------------|---------------|---|--------|
| 1 | 承認年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 承認番号等 | 札運登第
一括承認第 | | 号
号 |
| 3 | 廃止年月日
及び理由 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 添付書類 | 承認書原本 | | |

承

認

書

この承認書は、札幌運輸支局
以外では使用できません。

殿

北海道運輸局札幌運輸支局長

年 月 日 札運登第 号により承認する。

一 括 承 認 第 号 所 有 者 コー ド ま た は 住 所 コー ド
承 認 期 間 ()

自 年 月 日
至 年 月 日

住 所
名 称
代 表 者

印	鑑

備考

(この承認書は当該事業者が受けた処分により使用できない場合があります。)